

2026年3月12日

各 位

会 社 名 株式会社サンデー
代表者名 代表取締役社長 大南 淳二
(コード 7450 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画部長 中畑 繁
(電話 0178-47-8511)

イオン株式会社による当社株券等に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2026年3月5日付「親会社であるイオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）は、2026年1月9日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2026年3月11日をもって、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となりました。

（注1）本新株予約権とは、下記①から⑥の新株予約権を総称していいます。

- ① 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2017年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2017年6月10日から2032年6月9日まで）
- ② 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2018年4月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2018年6月10日から2033年6月9日まで）
- ③ 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2019年4月10日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2019年6月10日から2034年6月9日まで）
- ④ 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2021年4月7日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2021年6月10日から2036年6月9日まで）
- ⑤ 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2022年4月8日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2022年6月10日から2037年6月9日まで）
- ⑥ 2012年5月16日開催の当社定時株主総会の決議及び2023年4月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2023年6月10日から2038年6月9日まで）

イオンは、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったものの、当社株券等の全てを取得できなかったことから、当社が2026年1月8日付でお知らせいたしました「親会社であるイオン株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後

の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株券等の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社の株主をイオンのみとして当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、イオン及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をイオンに売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行うことを2026年3月11日決定したとのことです。

当社は、2026年3月11日付でイオンより本株式売渡請求に係る通知を受領しました。これを受け、当社は、本日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本株式売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から2026年3月31日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月1日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

なお、本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収における二段目の手続きとして実施されるものであることから、一段目である本公開買付けに係る開示資料である本意見表明プレスリリースと同様の内容となる箇所においては、本意見表明プレスリリースを参照する形を採用しております。

1. 本株式売渡請求の概要

（1）特別支配株主の概要

（1） 名 称	イオン株式会社	
（2） 所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
（3） 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫	
（4） 事 業 内 容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理	
（5） 資 本 金	220,007百万円（2025年8月31日現在）	
（6） 設 立 年 月 日	1926年9月21日	
（7） 大株主及び持株比率 （2025年8月31日現在）（注1）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.03%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.55%
	株式会社みずほ銀行	3.68%
	公益財団法人岡田文化財団	2.39%
	公益財団法人イオン環境財団	2.36%
	農林中央金庫	2.04%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.66%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.31%
	公益財団法人イオンワンパーセントクラブ	1.26%
	イオン社員持株会	1.26%
（8） 当社とイオンの関係		
資 本 関 係	イオンは、本日現在、当社株式 10,387,849 株（所有割合（注2））：	

	96.13%)を所有し、当社を連結子会社としております。
人 的 関 係	当社の取締役8名のうち1名がイオンの子会社の執行役員としての地位を兼任しております。 上記のほか、2026年2月28日現在、イオングループ（注3）の従業員5名が当社に出向しております。
取 引 関 係	当社はイオンに対して商標使用許諾等に対するロイヤリティの支払いを行っております。 また、当社とイオングループ（イオンを除きます。）との間には、店舗や土地の賃貸借、システムの利用、商品の売買等の取引関係があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	イオンは当社の親会社であるため、関連当事者に該当いたしません。

（注1）「大株主及び持株比率（2025年8月31日現在）」は、イオンが2025年10月15日に提出した第101期中半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

（注2）「所有割合」とは、当社が2026年1月8日に公表した「2026年2月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2025年11月30日現在の当社の発行済株式総数（10,783,700株）に、2025年11月30日現在残存する本新株予約権の合計である229個の目的となる当社株式の数（22,900株）を加算した株式数（10,806,600株）から、本決算短信に記載された2025年11月30日現在の当社が所有する自己株式数（485株）を控除した株式数（10,806,115株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。）をいいます。
なお、2025年11月30日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	2025年11月30日現在の個数(個)	目的となる当社株式の数(株)
第5回新株予約権	33	3,300
第6回新株予約権	17	1,700
第7回新株予約権	17	1,700
第9回新株予約権	44	4,400
第10回新株予約権	43	4,300
第11回新株予約権	75	7,500
合計	229	22,900

（注3）「イオングループ」とは、イオン並びにイオンの連結子会社及び持分法適用関連会社の総称をいいます。

（2）本株式売渡請求の日程

売渡請求日	2026年3月11日（水曜日）
当社取締役会決議日	2026年3月12日（木曜日）
売買最終日	2026年3月31日（火曜日）（予定）
上場廃止日	2026年4月1日（水曜日）（予定）
取得日	2026年4月3日（金曜日）（予定）

（3）売渡価格

普通株式1株につき、金1,280円

2. 本株式売渡請求の内容

イオンは、会社法第179条第1項に定める当社の特別支配株主として、本売渡株主に対し、その所有する本売渡株式の全部をイオンに売り渡すことを請求するを決定したとのことであり、当社は、2026年3月11日付で、以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 本株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）
該当事項はありません。
- (2) 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）
イオンは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 1,280 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）
該当事項はありません。
- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）
2026 年 4 月 3 日
- (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）
イオンは、本株式売渡対価の全てをイオンの自己資金により支払うことを予定しています。当該自己資金の裏付けとして、イオンは、2026 年 1 月 8 日時点のイオンの残高証明書を出しておりますが、詳細については、イオンが 2026 年 1 月 9 日から 2026 年 3 月 4 日までを買付け等の期間として実施した当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類をご参照ください。
なお、イオンにおいて、本株式売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性も認識しておりません。
- (6) その他本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）
本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。
ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（ただし、本株式売渡対価の交付についてイオンが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を交付いたします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と、同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2026 年 1 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨しないことを決議いたしました。なお、上記の取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦当社における利害

関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

当社の本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由に関しては、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

その後、当社は、2026年3月5日、イオンより、本公開買付けの結果について、当社株券等2,099,229株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026年3月11日（本公開買付けの決済の開始日）付で、イオンの所有する当社株式の所有割合は96.13%となり、イオンは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、イオンより、2026年3月11日付で、本意見表明プレスリリースの「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、（a）本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（b）本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（c）イオンは、本株式売渡対価の支払のための資金を確保していること、（d）本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（e）本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、イオンからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、本日時点において本新株予約権はすべて行使をされており、これに対応する当社株式が発行されております。

（２）算定に関する事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続として行われるものであり、本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

（３）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から2026年3月31日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、イオンの子会社であり、本株式売渡請求を含む本取引が、東京証券取引所が公表する有価証券上場規程第 441 条に規定される「MBO等に係る遵守事項」の適用を受けること、また、本株式売渡請求を含む本取引がイオンと当社の少数株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本株式売渡請求を含む本取引の公正性を担保するため、イオン及び当社は各種措置を講じております。詳細は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

4. 今後の見通し

イオンは、本公開買付け後の経営方針について、当社の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各シナジーを実現する施策を講じることを考えているとのことですが、具体的な内容及び方法については、当社の事業運営の自主性を尊重しつつ、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。本公開買付け成立後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本日現在において、未定であり、今後当社と協議の上で最適な経営体制を検討していく予定とのことです。イオンは、当社の従業員については、本公開買付け後も雇用を維持し、また、雇用条件を不利益に変更しないことを基本方針としているとのことです。

5. MBO等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

イオンは当社の支配株主（親会社）であり、当社取締役会による本株式売渡請求に係る承認は、東京証券取引所が公表する有価証券上場規程第 441 条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されることとなります。

当社は、2025 年 5 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社が支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う場合には、当社の企業価値向上の観点から、その公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役のみで構成する特別委員会の諮問、答申を経たうえで、取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しております。」と示しております。

当社は、本公開買付けを含む本取引に関して、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を講じており、とりわけ、本特別委員会（2025 年 9 月 30 日開催の当社取締役会決議により、源新明氏（委員長。当社独立社外取締役（監査等委員）。弁護士）、倉成美納里氏（当社独立社外取締役（監査等委員）。公認会計士）及び安田昌彦氏（外部有識者。ベネディ・コンサルティング株式会社代表取締役。公認会計士）の 3 名から構成される特別委員会を意味します。以下同じです。）を設置し、その審議・検討を行っております。

以上より、上記の対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は、東京証券取引所が公表する有価証

券上場規程第 441 条に規定される「MBO等に係る遵守事項」の適用を受けることから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が一般株主にとって公正なものであることに関する特別委員会の意見

当社は、2026 年 1 月 8 日付で、本特別委員会から、当社取締役会による本取引についての決定（本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び本スクイズアウト手続（本公開買付けの成立後、当社の株主をイオンのみとするための一連の手続を意味します。）を実施する旨の決定）は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。答申書の詳細については、本意見表明プレスリリースの添付資料をご参照ください。

なお、答申書は、本株式売渡請求を通じたイオンによる当社の完全子会社化が当社の一般株主にとって公正なものであることに関する意見も兼ねております。

以上